

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（比較見積）

6 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	平成30年度 宅地内給水装置等修繕工事(A) [単価契約] (その2 7・8月)	給排水衛生冷暖房工事	東成区、城東区、鶴見区 他	東洋エアー工業株式会社 代表取締役 筒井 真紀代	1,158,000	平成30年6月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	随意契約理由書のとおり	-
2	平成30年度 宅地内給水装置等修繕工事(B) [単価契約] (その2 7・8月)	給排水衛生冷暖房工事	都島区、旭区、北区 他	東洋エアー工業株式会社 代表取締役 筒井 真紀代	1,157,000	平成30年6月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	随意契約理由書のとおり	-
3	平成30年度 宅地内給水装置等修繕工事(C) [単価契約] (その2 7・8月)	給排水衛生冷暖房工事	西区、港区、大正区、中央区 他	東洋エアー工業株式会社 代表取締役 筒井 真紀代	1,159,000	平成30年6月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	随意契約理由書のとおり	-
4	平成30年度 宅地内給水装置等修繕工事(D) [単価契約] (その2 7・8月)	給排水衛生冷暖房工事	浪速区、西成区、住之江区 他	東洋エアー工業株式会社 代表取締役 筒井 真紀代	1,164,000	平成30年6月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	随意契約理由書のとおり	-
5	平成30年度 宅地内給水装置等修繕工事(E) [単価契約] (その2 7・8月)	給排水衛生冷暖房工事	天王寺区、生野区、平野区 他	東洋エアー工業株式会社 代表取締役 筒井 真紀代	1,160,000	平成30年6月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	随意契約理由書のとおり	-
6	平成30年度 宅地内給水装置等修繕工事(F) [単価契約] (その2 7・8月)	給排水衛生冷暖房工事	阿倍野区、東住吉区、住吉区 他	株式会社天二 代表取締役 筒井 綾美	1,163,000	平成30年6月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	随意契約理由書のとおり	-
7	平成30年度 宅地内給水装置等修繕工事(G) [単価契約] (その2 7・8月)	給排水衛生冷暖房工事	東淀川区、淀川区 他	東洋エアー工業株式会社 代表取締役 筒井 真紀代	1,158,000	平成30年6月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	随意契約理由書のとおり	-
8	平成30年度 宅地内給水装置等修繕工事(H) [単価契約] (その2 7・8月)	給排水衛生冷暖房工事	福島区、此花区、西淀川区 他	株式会社天二 代表取締役 筒井 綾美	1,159,000	平成30年6月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	随意契約理由書のとおり	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 宅地内給水装置等修繕工事 (A) 【単価契約】 (その 2 7・8月)
平成 30 年度 宅地内給水装置等修繕工事 (B) 【単価契約】 (その 2 7・8月)
平成 30 年度 宅地内給水装置等修繕工事 (C) 【単価契約】 (その 2 7・8月)
平成 30 年度 宅地内給水装置等修繕工事 (D) 【単価契約】 (その 2 7・8月)
平成 30 年度 宅地内給水装置等修繕工事 (E) 【単価契約】 (その 2 7・8月)
平成 30 年度 宅地内給水装置等修繕工事 (F) 【単価契約】 (その 2 7・8月)
平成 30 年度 宅地内給水装置等修繕工事 (G) 【単価契約】 (その 2 7・8月)
平成 30 年度 宅地内給水装置等修繕工事 (H) 【単価契約】 (その 2 7・8月)

2 契約の相手方

比較見積りにより選定した者

3 随意契約理由

本工事は、宅地内（メータ1次側）の給水装置等の漏水修繕、位置改良・位置不明のメータ位置改良工事およびメータ用止水栓設置工事を行うものです。

本工事については、現契約の工期が平成30年6月30日までであることから、7月1日以降の受注者を決定するために、5月31日に開札を行ったところ、「平成30年度 宅地内給水装置等修繕工事 (A)～(H) 【単価契約】」(全8件)における事後審査型制限付一般競争入札において、入札参加者全者の入札価格が最低制限価格未満となり契約に至りませんでした。

平成30年7月1日以降の宅地内の給水装置の漏水修繕工事等に対応するためには、早急に契約を行い、施工可能な体制を受注者に求める必要があります。そのため、今回入札参加した全者に聞き取りを行い、7月1日9時からの修繕工事指示に対応できると返答した者から当初発注条件（工期および書類提出期日を除く）にて比較見積りを徴取することとします。その見積り金額により選定した者を契約の相手方として、一般競争入札を行うのに必要な事務の期間である2か月の特名随意契約を行います。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

5 担当部署

水道局工務部給水課（電話番号06-6616-5482）